

令和2年度 文教委員会資料①

【議案第6号】

川崎市特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例の制定について

資料 1 特定非営利活動促進法の一部を改正する法律の概要

資料 2 新旧対照表

市 民 文 化 局

(令和3年2月10日)

特定非営利活動促進法の一部を改正する法律の概要

法改正の背景

- 直近の改正である平成28年改正法に規定された見直し条項の時期（施行から3年）
- 関係団体から、NPO法人の設立及び運営の手続を、より迅速かつ簡素なものにして、NPO法人の事務負担を軽減してほしいとの要望・意見



① 設立の迅速化

現状 縦覧期間（1月）+ 認証決定までの期間（2月）

縦覧期間の短縮により、
認証までの期間も短縮

② 個人情報保護の強化

現状 住所等を明記して役員名簿等を公表・縦覧・閲覧

個人の住所等の記載を
除いて公表・縦覧・閲覧

③ 事務負担の軽減

現状 毎事業年度における書類の提出が過度の負担

提出書類を削減して
法人の事務負担を軽減

縦覧期間の短縮 【①設立の迅速化】

- 設立認証の申請の必要書類の縦覧期間を、「1月間」から「2週間」に短縮する。
- 所轄庁は、遅滞なく、縦覧事項をインターネットの利用等により公表する。
⇒ この公表は、所轄庁による認証・不認証の決定までの間、行うものとする。
- 申請書や添付書類に不備がある場合の補正期間を、「2週間」から「1週間」に短縮する。

住所等の公表等の対象からの除外 【②個人情報保護の強化】

- ◇ 設立認証の申請があった場合に所轄庁が公表・縦覧させる「役員名簿」
 - ◇ 請求があった場合にNPO法人（認定・特例認定）が閲覧させる「役員名簿」・「社員名簿」
 - ◇ 請求があった場合に所轄庁が閲覧・謄写させる「役員名簿」・「社員名簿」
- これらについて、個人の住所・居所についての記載の部分を除く。

NPO法人（認定・特例認定）の提出書類の削減 【③事務負担の軽減】

- 「資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項」を記載した書類について、所轄庁への提出を不要とする。
（※ 引き続き、「書類の作成」・「事務所への備置き」・「事務所における閲覧」については、義務とする。）
- 「役員報酬規程」・「職員給与規程」について、既に提出されているものから内容に変更がない場合には、毎事業年度の提出は不要とする。

その他

- 改正法は令和3年6月9日から施行する。
- NPO法に基づく事務又は業務のデジタル化に関する規定を設ける。
- その他所要の規定の整備を行う。

改正後	改正前
<p>○川崎市特定非営利活動促進法施行条例 平成23年12月16日条例第34号 (設立の認証申請)</p>	<p>○川崎市特定非営利活動促進法施行条例 平成23年12月16日条例第34号 (設立の認証申請)</p>
<p>第2条 法第10条第1項の認証を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。</p>	<p>第2条 法第10条第1項の認証を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。</p>
<p>(1) 申請者の氏名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)及び住所又は居所 (2) 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 (3) 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的</p>	<p>(1) 申請者の氏名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)及び住所又は居所 (2) 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 (3) 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的</p>
<p>2 法第10条第1項第2号ハに規定する条例で定める書面は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書面とする。ただし、第1号に掲げる場合であって市長が住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の10第1項又は第30条の12第1項の規定により地方公共団体情報システム機構から当該役員に係る機構保存本人確認情報の提供を受けることについて当該役員の申出があるときは、当該提供された機構保存本人確認情報をもって第1号の書面に代えることができる。</p>	<p>2 法第10条第1項第2号ハに規定する条例で定める書面は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書面とする。ただし、第1号に掲げる場合であって市長が住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の10第1項又は第30条の12第1項の規定により地方公共団体情報システム機構から当該役員に係る機構保存本人確認情報の提供を受けることについて当該役員の申出があるときは、当該提供された機構保存本人確認情報をもって第1号の書面に代えることができる。</p>
<p>(1) 当該役員が住民基本台帳法の規定により住民基本台帳に記録されている者である場合 住民票の写し (2) 当該役員が前号に該当しない者である場合 権限を有する官公署が発行した当該役員の住所又は居所が記載された書面</p>	<p>(1) 当該役員が住民基本台帳法の規定により住民基本台帳に記録されている者である場合 住民票の写し (2) 当該役員が前号に該当しない者である場合 権限を有する官公署が発行した当該役員の住所又は居所が記載された書面</p>
<p>3 前項各号に掲げる書面は、認証の申請をする日前6月以内に作成されたものでなければならない。</p>	<p>3 前項各号に掲げる書面は、認証の申請をする日前6月以内に作成されたものでなければならない。</p>
<p>4 第2項第2号に掲げる書面が外国語で作成されているときは、翻訳人を明らかにした翻訳文を添付しなければならない。</p>	<p>4 第2項第2号に掲げる書面が外国語で作成されているときは、翻訳人を明らかにした翻訳文を添付しなければならない。</p>

改正後	改正前
<p>5 法第10条第4項に規定する条例で定める軽微な不備は、内容の同一性を失わない範囲のものであって、規則で定めるものとする。</p> <p>(定款の変更の認証申請等)</p>	<p>5 法第10条第3項に規定する条例で定める軽微な不備は、内容の同一性を失わない範囲のものであって、規則で定めるものとする。</p> <p>(定款の変更の認証申請等)</p>
<p>第5条 特定非営利活動法人は、法第25条第3項の認証を受けようとするときは、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地</p> <p>(2) 定款の変更の内容</p> <p>(3) 定款の変更の理由</p>	<p>第5条 特定非営利活動法人は、法第25条第3項の認証を受けようとするときは、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地</p> <p>(2) 定款の変更の内容</p> <p>(3) 定款の変更の理由</p>
<p>2 第2条第5項の規定は、法第25条第5項において準用する法第10条第4項の規定による補正について準用する。</p>	<p>2 第2条第5項の規定は、法第25条第5項において準用する法第10条第3項の規定による補正について準用する。</p>
<p>3 特定非営利活動法人は、法第25条第6項の規定による届出をしようとするときは、規則で定めるところにより、第1項各号に掲げる事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(合併の認証申請)</p>	<p>3 特定非営利活動法人は、法第25条第6項の規定による届出をしようとするときは、規則で定めるところにより、第1項各号に掲げる事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(合併の認証申請)</p>
<p>第9条 特定非営利活動法人は、法第34条第3項の認証を受けようとするときは、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 合併しようとする各特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地</p> <p>(2) 合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立する特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地</p> <p>(3) 合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立する特定非営利活動法人の定款に記載された目的</p>	<p>第9条 特定非営利活動法人は、法第34条第3項の認証を受けようとするときは、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 合併しようとする各特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地</p> <p>(2) 合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立する特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地</p> <p>(3) 合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立する特定非営利活動法人の定款に記載された目的</p>
<p>2 第2条第2項から第4項までの規定は法第34条第5項において準用する法第10条第1項第2号ハの書類について、第2条第5項の規定は法第34条第5項において準用する法第10条第4項の規定による補正について、それ</p>	<p>2 第2条第2項から第4項までの規定は法第34条第5項において準用する法第10条第1項第2号ハの書類について、第2条第5項の規定は法第34条第5項において準用する法第10条第3項の規定による補正について、それ</p>

改正後	改正前
<p>ぞれ準用する。 （電子文書法の適用）</p> <p>第18条 法第75条の規定により読み替えて適用する民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成16年法律第149号。以下「電子文書法」という。）第3条第1項に規定する条例で定める保存は、法第14条（法第39条第2項において準用する場合を含む。）、法第28条第1項及び第2項、法第35条第1項、法第54条第1項（法第62条（法第63条第5項において準用する場合を含む。）及び法第63条第5項において準用する場合を含む。）並びに法第54条第2項及び第3項（これらの規定を法第62条において準用する場合を含む。）の規定による備置きとする。</p> <p>2 法第75条の規定により読み替えて適用する電子文書法第4条第1項に規定する条例で定める作成は、法第14条（法第39条第2項において準用する場合を含む。）、法第28条第1項、法第35条第1項並びに法第54条第2項及び第3項（これらの規定を法第62条において準用する場合を含む。）の規定による作成とする。</p> <p>3 法第75条の規定により読み替えて適用する電子文書法第5条第1項に規定する条例で定める縦覧等は、法第28条第3項、法第45条第1項第5号（法第51条第5項及び法第63条第5項において準用する場合を含む。）並びに法第52条第4項、第5項及び法第54条第4項（これらの規定を法第62条において準用する場合を含む。）の規定による閲覧とする。</p> <p>4 特定非営利活動法人は、電子文書法第3条第1項の規定に基づき第1項に規定する備置きに代えて電磁的記録の保存を行う場合、電子文書法第4条第1項の規定に基づき第2項に規定する作成に代えて電磁的記録による作成を行う場合又は電子文書法第5条第1項の規定に基づき前項に規定する閲覧に代えて電磁的記録に記録されている事項若しくは当該事項を記載した書類の縦覧等を行う場合は、規則で定めるところにより、行わなければならない。</p>	<p>ぞれ準用する。 （電子文書法の適用）</p> <p>第18条 法第75条の規定により読み替えて適用する民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成16年法律第149号。以下「電子文書法」という。）第3条第1項に規定する条例で定める保存は、法第14条（法第39条第2項において準用する場合を含む。）、法第28条第1項及び第2項、法第35条第1項、法第54条第1項（法第62条（法第63条第5項において準用する場合を含む。）及び法第63条第5項において準用する場合を含む。）並びに法第54条第2項及び第3項（これらの規定を法第62条において準用する場合を含む。）の規定による備置きとする。</p> <p>2 法第75条の規定により読み替えて適用する電子文書法第4条第1項に規定する条例で定める作成は、法第14条（法第39条第2項において準用する場合を含む。）、法第28条第1項、法第35条第1項並びに法第54条第2項及び第3項（これらの規定を法第62条において準用する場合を含む。）の規定による作成とする。</p> <p>3 法第75条の規定により読み替えて適用する電子文書法第5条第1項に規定する条例で定める縦覧等は、法第28条第3項、法第45条第1項第5号（法第51条第5項及び法第63条第5項において準用する場合を含む。）並びに法第52条第4項及び法第54条第4項（これらの規定を法第62条において準用する場合を含む。）の規定による閲覧とする。</p> <p>4 特定非営利活動法人は、電子文書法第3条第1項の規定に基づき第1項に規定する備置きに代えて電磁的記録の保存を行う場合、電子文書法第4条第1項の規定に基づき第2項に規定する作成に代えて電磁的記録による作成を行う場合又は電子文書法第5条第1項の規定に基づき前項に規定する閲覧に代えて電磁的記録に記録されている事項若しくは当該事項を記載した書類の縦覧等を行う場合は、規則で定めるところにより、行わなければならない。</p>